

周南市簡易水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について

周南市簡易水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年6月22日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市簡易水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例

周南市簡易水道事業の設置に関する条例（平成22年周南市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表の1 熊毛地区の表中

「

叶松簡易水道	周南市大字呼坂字叶松、字平畠の各一部	130	46
--------	--------------------	-----	----

」

を

「

叶松簡易水道	周南市大字呼坂字叶松、字平畠の各一部	174	55
--------	--------------------	-----	----

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

周南市簡易水道事業の設置に関する条例新旧対照表

現 行				改 正 案			
別表（第4条関係）				別表（第4条関係）			
1 熊毛地区				1 熊毛地区			
名称	給水区域	給水人口 (人)	1日最大 給水量 (立方メ ートル)	名称	給水区域	給水人口 (人)	1日最大 給水量 (立方メ ートル)
(略)				(略)			
叶松簡易水道	周南市大字呼坂字叶松、字平畠の 各一部	<u>130</u>	<u>46</u>	叶松簡易水道	周南市大字呼坂字叶松、字平畠の 各一部	<u>174</u>	<u>55</u>
(略)				(略)			
2 鹿野地区				2 鹿野地区			
(略)				(略)			